

荒川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

22 荒管経第 2799 号
平成 23 年 3 月 25 日
(副区長決定)
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 2 月 26 日一部改正
令和 8 年 3 月 26 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区(以下「区」という。)が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図ることを目的とし、発注業務における労働環境を確認することについて必要な事項を定めるものである。

(労働環境の確認を行う契約)

第 2 条 前条に定める労働環境の確認を行う契約は、荒川区契約事務規則(昭和 39 年荒川区規則第 8 号)第 3 条の 2 第 1 項に定める経理課契約案件のうち、次に掲げるものとする。ただし、総務部長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が 2,000 万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が 2,000 万円以上の委託契約
- (3) 予定価格が 2,000 万円に満たない委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約
 - ア 施設管理業務
 - イ 人的警備業務
 - ウ 受付業務
 - エ 道路及び公園管理業務
 - オ 建物清掃業務
 - カ 給食調理業務
 - キ 学童クラブ及びにこにこすくーの運營業務
- (4) 低入札価格調査制度に基づく調査を行った後、契約を締結した契約
- (5) 履行体制確認型提案評価方式業者選定要綱(平成 23 年 3 月 1 日付 22 荒管経第 2786 号)に基づく履行体制確認型提案評価方式により契約相手方を決定した契約
- (6) 荒川区政策推進型総合評価の試行に関する要綱(平成 25 年 2 月 26 日付 24 荒管経第 2268 号)に基づく政策推進型総合評価方式により契約相手方を決定した契約
- (7) その他特に必要と認める契約

(労働環境の確認基準)

第 3 条 この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、その他関係法令を基準とする。

(労働環境の確認の方法)

第 4 条 労働環境の確認は、当該契約の相手方が労働環境報告書(別記第 1 号様式又は別記第 2 号

様式)を区に提出することにより行うものとする。

- 2 当該契約の相手方は、区の求めに応じ労働環境報告書を速やかに提出するものとする。
- 3 区は、労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。
- 4 区は、労働環境の確認に関し、特に必要と認める契約の相手方に対して、社会保険労務士による調査を行うことができる。

(改善の指示等)

第5条 前条における労働環境の確認の結果、労働環境について不適切な事項が存在した場合、区は早急に当該契約の相手方に対し、改善の指示を行うこととする。

(不適切な労働環境等に対する措置)

第6条 次に掲げる状況に該当することが明らかになり、特に悪質であると判断できる事例については、契約条項に基づく契約の解除又は荒川区入札等参加停止措置要綱(平成18年4月12日18荒管経第46号)の規定に基づく入札等参加停止措置を行うものとする。

- (1) 第4条第2項により区が労働環境報告書の提出を求めたにもかかわらず、これに従わないとき。
- (2) 前条による改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られないとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は入札事項の通知をする契約について適用し、施行の前に入札の公告又は入札事項の通知をした契約については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。